

牛海綿状脳症の疑似患畜の範囲の見直し

(平成15年6月25日)

本年5月に開催された国際獣疫事務局総会において規約が改正され、「牛海綿状脳症(BSE)に関する技術検討会」等においても、改正後の規約に国際動物衛生規約に準拠して、**疑似患畜**の範囲を改正することが承認されました。

これに伴い、農林水産省生産局畜産部で作成された「牛海綿状脳症(BSE)検査対応マニュアル」の一部が改正されましたので、お知らせします。

患畜、疑似患畜の範囲

(1) 患畜

家保によるBSE検査又はと畜検査員によると畜検査の結果、陽性と確定診断された牛は患畜とする。ただし、と畜検査により確定診断された牛については、法第58条の手当金の対象にはならない。

(2) 疑似患畜

ア 患畜との同居歴等から疫学的な関連性が高いと判断される次の牛については、疑似患畜とする。

(ア) 当該牛が1歳になるまでの間に、生後12か月以内の患畜と同居したことがあり、患畜と同じ飼料を給与された牛。ただし、飼料の給与歴についての調査結果が得られない場合は、患畜の生まれた農場(牛群)において、患畜が生まれた日の前後12か月の間に生まれた牛。

(イ) 患畜が発病する前2年間以内及び発病後に患畜から生まれた産子。

イ 家保によるBSE検査又はと畜検査員によると畜検査の結果、陽性とも陰性とも確定診断することができない牛については、疑似患畜とする。

(参考：裏面に新旧国際基準の範囲(日本農業新聞h15.5.31付け))

家保職員が、個体ごとの疫学情報(給与飼料・同居牛・預託状況等)を収集し、疑似患畜の決定や防疫措置を実施します。

4月1日から5月31日までの死亡牛検査で、5,870頭の検査を実施し、**全頭陰性**でした。(都道府県における死亡牛等の検査、7.11付け農林水産省プレスリリース)

起立不能、歩行異常、神経症状を示す牛を発見した場合には、家畜保健衛生所までご連絡ください。



飛 騨 家 畜 保 健 衛 生 所
高山市上岡本町 7 - 4 6 8
0577 - 33 - 1111
fax 0577 - 32 - 0919

2003年(平成15年)5月31日(土曜日)

日本農業新聞

新旧国際基準によるBSE疑似患畜の範囲

